

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として6期目の計画であり、国の基本指針に基づき2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間の計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものであり、国の基本指針に基づき2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間の計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の7項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第2章 成果目標

1 施設入所者の地域移行

（1）成果目標

- ① 地域移行者数
102人（2020（令和2）年度から2023（令和5）年度の4年間）
- ② 施設入所者数
1,306人（2019（令和元）年度末）→ 1,285人（2023（令和5）年度末）
【21人の減】

（2）成果目標の考え方

- ① 地域移行者数について、第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の9%（122人）に、第4期計画における未達成者見込（32人）を加えた154人を2020（令和2）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2020（令和2）年度末見込では131人となる見込みとなっています。

第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306人）の6%、79人に、第5期計画における未達成者見込（23人）を加えた102人以上を2023（令和5）年度末までに地域移行するものとして設定します。

- ② 施設入所者数について、第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の2.0%以上削減を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348

人)の2.0%を削減することとし、2020(令和2)年度末時点の施設入所者数を1,321人として設定しました。2019(令和元)年度見込では1,306名となり、第5期計画の目標数値を達成しております。

第6期計画における国の基本指針では、2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019(令和元)年度末の施設入所者数(1,306人)の1.6%(21人)を削減することとし、2023(令和5)年度末の施設入所者数を1,285人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、現計画で定める2020(令和2)年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、現計画で定める2020(令和2)年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②ともに国の基本指針に沿って目標を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
1年平均 316日以上(2023(令和5)年度)
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数
1,773人(2019(令和元)年度) → 1,680人(2023(令和5)年度)
【93人の減】 ※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けません。
- ③ 精神病床における早期退院率
 - ・ 入院後3か月時点 69%以上(2023(令和5)年度)
 - ・ 入院後6か月時点 86%以上(2023(令和5)年度)
 - ・ 入院後1年時点 92%以上(2023(令和5)年度)
- ④ 地域移行支援による地域移行者数(大阪市独自の目標設定)
60人(各年度20人)

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上と設定する。
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。
それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしています。
この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

大阪府の基本的な考え方では、令和元年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,102人の94.76%である7,677人(入院前住所地が不明・他府県の1,011

名を除く。)を令和5年6月末時点の目標としており、大阪市においては、令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数が1,773人であることから、大阪府の基本的な考え方に基づき、1,680人を目標設定します。

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は69%以上、入院後6か月時点は86%以上、入院後1年時点は92%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第5期計画と同様に60人とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域での平均生活日数の平均を316日以上に設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2023（令和5）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2023（令和5）年度において、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上に設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ② ③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数が8,102人であり、直近の全入院患者に占める1年以上長期入院患者の割合の実績や全入院患者の推移を踏まえ、令和5年6月末時点での全入院患者に占める1年以上の長期入院患者数の割合を54.3%、全入院患者数を16,000人と推計し、7,677人（入院前住所地が不明・他府県の1,011名を除く。）と目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。

3 福祉施設からの一般就労

（1）成果目標

- ① 2023（令和5）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 1,168人
- ② 2023（令和5）年度就労移行支援事業からの一般就労への移行者数 663人
- ③ 2023（令和5）年度就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者数 201人
- ④ 2023（令和5）年度就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者数 83人
- ⑤ 2023（令和5）年度就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援を利用
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする

（2）成果目標の考え方

- ① 福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上、併せて、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上を基本としています。

大阪市としては、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績（826人）の1.27倍（1,050人）並びに就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設から一般就労者数の直近実績である人数（118名）を合算し1,168名を目標として設定します。

- ② 就労移行支援事業からの一般就労への移行について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.30倍（663人）を目標として設定します。
- ③ 就労継続支援A型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.26

倍（201人）を目標値として設定します。

- ④ 就労継続支援 B 型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方にに基づき、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度移行実績の 1.23 倍（83 人）を目標値として設定します。
- ⑤ 就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割が就労定着支援を利用することを目標値として設定します。
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上にすることを目標値として設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和 5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本として設定。
- ② 2023（令和 5）年度中に、就労移行支援事業から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本として設定。
- ③ 2023（令和 5）年度中に、就労継続支援 A 型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本として設定。
- ④ 2023（令和 5）年度中に、就労継続支援 B 型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上とすることを基本として設定。
- ⑤ 2023（令和 5）年度中に、就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割が就労定着支援を利用することを基本として設定。
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上にすることを基本として設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①⑤⑥については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②③④については、大阪府下全体の実績を②は 1.3 倍、③は 1.26 倍、④は 1.23 倍した後、市町村の実績で按分した数値を設定。

4 地域生活支援拠点等有する機能の充実

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、依然として親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつがっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースなどの課題があります。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進するためにも、地域生活支援拠点等の機能を強化していく必要があります。

国においては、第 5 期障がい福祉計画の目標設定の 1 つとして、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等について、2020（令和 2）年度末までに少なくとも 1 つを整備することとされました。

大阪市では、市地域自立支援協議会等において関係者からの意見を聴きながら検討を進めており、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的整備型を基本として整備を進めています。

2018（平成 30）年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画する等、他分野の相談支援機関との連携強化等、「地域の体制づくり」に取り組んでいます。

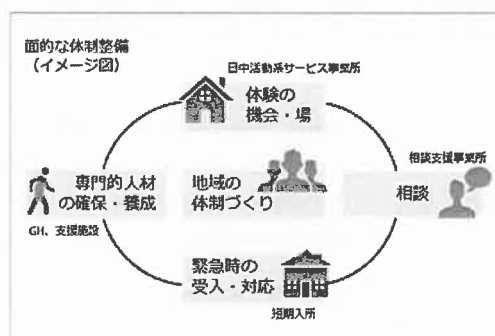
また、相談支援専門員に対する研修や、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を確保する事業（障がい者相談支援調整事業）等、「専門的人材の確保・養成」に取り組んでいます。

2019（令和元）年度からは、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する事業（障がい者夜間・休日等緊急時支援事業）を、2020（令和 2）年度からは、介助者不在になった障がいのある人を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる事業（障がい者緊急一時保護事業）を

実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備しました。

今後は、「体験の機会・場」の機能について、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、市地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要サービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



〔参考〕国の基本指針

- ・ 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針に沿って目標を設定。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどもの支援については、保育所や認定こども園等の子育て支援施策の利用状況を踏まえながら、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのあるこども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。

（1）重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障がいのあるこどもの重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2023（令和5）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に60か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。また、他の障がい児通所支援事業所等と緊密な連携等が行えるよう取組を進めていきます。

（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であり、その方が少なくとも週1日は事業所を利用できるように目標を設定することとさ

れています。

大阪市内の0～5歳の重症心身障がい児は約190人であり、対象者が週1日必要な支援を受けるためには、利用定員40人分の児童発達支援事業所が必要です。大阪市では、既に28か所、利用定員の合計155人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

また、大阪市内の6～17歳の重症心身障がい児は約700人であり、対象者が週1日必要な支援を受けるためには、利用定員145人分の放課後等デイサービス事業所が必要です。大阪市では、既に31か所、利用定員の合計178人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023（令和5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

大阪市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、協議を行ってきたところです。引き続き、課題の共有等、連携を図るため協議を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、市内の障がい福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施するコーディネーター養成研修の修了者を139名配置することを目標とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2023（令和5）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 2023（令和5）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②④については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ③については、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除したか所数を参考にして目標を設定。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制の強化

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、相談支援体制の充実・強化のため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが示されています。

そのなかで、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組が求められています。

また、これらの取組を実施するにあたり、その担い手として基幹相談支援センターが示されています。

大阪市では、各区に1か所設置した基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者の後方支援を実施していますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者（支給決定者）が年々増加し、対象者の課題が複雑・多様化しています。

各区において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、人材育成による相談支援の質の向上、及び包括的な相談支援の実施に向けた連携強化の取組を行うためには、その担い手である各区の基幹相談支援センターの体制を強化する必要があります。

〔参考〕国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、2023（令和5）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置する。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

(1) 成果目標

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

- ① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。
- ② 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。
- ③ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。となっており、大阪府では、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定しています。（2023（令和5）年度末までに）

- ・障害者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、集団指導等の場での報酬請求にかかるエラーの多い項目等についての注意喚起、大阪府が行う不正請求等の未然防止や発見のための市町村との連携の場への参加、指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導についての課題や対応策を協議する場へ参画することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

〔参考〕国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（2023（令和5）年度末までに）

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の増加のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化すること考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1 訪問系サービス及び短期入所

（1）訪問系サービス（第2部支援計画42～43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間
居宅介護	身体障がい者	4,844人	121,227時間	5,115人	129,107時間	5,403人	137,499時間
	知的障がい者	2,817人	57,784時間	2,975人	61,540時間	3,141人	65,540時間
	障がい児	502人	9,879時間	530人	10,521時間	559人	11,205時間
	精神障がい者	5,696人	107,103時間	6,015人	114,065時間	6,352人	121,479時間
	合計	13,859人	295,993時間	14,635人	315,233時間	15,455人	335,723時間
同行援護	身体障がい者	1,412人	37,684時間	1,436人	38,324時間	1,461人	38,976時間
	障がい児	8人	125時間	8人	128時間	8人	130時間
	合計	1,420人	37,809時間	1,444人	38,452時間	1,469人	39,106時間
重症訪問介護	身体障がい者	1,809人	248,223時間	1,820人	248,472時間	1,833人	248,722時間
	知的障がい者	45人	6,405時間	46人	6,411時間	46人	6,417時間
	精神障がい者	30人	2,799時間	31人	2,802時間	31人	2,804時間
	合計	1,884人	257,427時間	1,897人	257,685時間	1,910人	257,943時間
行動援護	知的障がい者	396人	9,060時間	459人	10,638時間	533人	12,488時間
	障がい児	38人	520時間	44人	610時間	51人	716時間
	精神障がい者	2人	48時間	3人	56時間	3人	66時間
	合計	436人	9,628時間	506人	11,304時間	587人	13,270時間
合計		17,599人	600,857時間	18,482人	622,674時間	19,421人	646,042時間

訪問系サービスは、前計画では、目標を下回る実績となっていますが、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設

定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(2) 短期入所（第2部支援計画43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
短期入所	身体障がい者	493人	3,671日	541人	4,027日	593人	4,418日
	知的障がい者	780人	5,125日	855人	5,622日	938人	6,167日
	障がい児	165人	1,019日	181人	1,118日	199人	1,226日
	精神障がい者	16人	179日	18人	196日	20人	215日
	合計	1,454人	9,994日	1,595人	10,963日	1,750人	12,026日

短期入所については、利用ニーズが高く利用者が増加しており、事業所数も少しずつ増えています。今後における見込量としては、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
生活介護	身体障がい者	3,151人	49,699日	3,239人	51,091日	3,331人	52,522日
	知的障がい者	3,712人	68,118日	3,816人	70,025日	3,922人	71,985日
	精神障がい者	457人	5,828日	470人	5,991日	483人	6,159日
	合計	7,320人	123,645日	7,525人	127,107日	7,736人	130,666日

生活介護は、利用者の増加に伴い、施設数も増加傾向にあります。今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者	78人	1,082日	79人	1,101日	80人	1,121日
	合計	78人	1,082日	79人	1,101日	80人	1,121日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者	130人	2,122日	134人	2,184日	138人	2,247日
	精神障がい者	193人	3,019日	198人	3,106日	204人	3,196日
	合計	323人	5,141日	332人	5,290日	342人	5,443日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が少しずつ増加しています。今後も利用者が少し増える傾向と考えられることから、今後における見込量としては、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量を設定します。

(4) 就労移行支援（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労移行支援	身体障がい者	170人	2,528日	172人	2,556日	174人	2,584日
	知的障がい者	326人	5,431日	330人	5,491日	334人	5,551日
	精神障がい者	1,030人	15,677日	1,041人	15,849日	1,052人	16,024日
	合計	1,526人	23,636日	1,543人	23,896日	1,560人	24,159日

就労移行支援は、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあります。今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(5) 就労継続支援A型（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労継続支援A型	身体障がい者	777人	13,396日	788人	13,570日	798人	13,746日
	知的障がい者	768人	14,289日	777人	14,475日	787人	14,663日
	精神障がい者	1,210人	19,673日	1,226人	19,929日	1,242人	20,189日
	合計	2,755人	47,358日	2,791人	47,974日	2,827人	48,598日

就労継続支援A型は、事業者からの基本的な質問が増えており、サービスの質が問われている状況にあります。また、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあることから、今後における見込量としては、同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労継続支援B型	身体障がい者	1,046人	16,358日	1,062人	16,603日	1,078人	16,852日
	知的障がい者	2,366人	39,920日	2,401人	40,519日	2,438人	41,127日
	精神障がい者	2,296人	31,831日	2,331人	32,309日	2,365人	32,793日
	合計	5,708人	88,109日	5,794人	89,431日	5,881人	90,772日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 就労定着支援（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	510人	577人	653人

就労定着支援は、前計画においては計画を下回る実績となっております。サービス利用が低調となっていることの分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、成果目標である、福祉施設からの一般就労者数等を勘案し設定します。

(8) 療養介護

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	313人	313人	313人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

3 居住系サービス及び自立生活援助

(1) 共同生活援助（第2部支援計画44ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	3,201人	3,490人	3,805人

共同生活援助については、前計画においては計画を下回る実績となっておりますが、着実に実績が伸びています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進することで、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

(2) 施設入所支援（第2部支援計画52ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	1,296人	1,291人	1,285人

施設入所支援は、地域移行される方が一定いるものの、入所待機者も多く入所者数が減少していく状況となっております。見込量については、成果目標として2023(令和5)年度末の施設入所者数を1,285人としており、目標数値に基づき年度平均を設定します。

(3) 自立生活援助（第2部支援計画62ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	51人	61人	73人

自立生活援助は、施設及び精神病床からの地域移行者数と共同生活援助における自立生活支援加算の実績を勘案して見込み量を算定しています。

(4) 地域生活支援拠点等（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

本市では、地域の社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を面的に支援できるよう、市域を1つの面として体制整備を進めているため、箇所数は1箇所として算定していますが、相談機能や地域の体制づくり機能等については、各区を単位として整備（24箇所）を進めています。また、今後は、地域自立支援協議会等において年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
計画相談支援	身体障がい者	2,544人	2,775人	3,006人
	知的障がい者	2,555人	2,863人	3,171人
	障がい児	10人	10人	10人
	精神障がい者	4,237人	4,765人	5,293人
	合計	9,346人	10,413人	11,480人

計画相談支援については、この間、指定特定相談支援事業者の増加等に伴い計画相談支援の利用者が増加しているものの、依然として事業所数が不足しており、前計画の見込量をやや下回っている状況にあります。引き続き指定特定相談支援事業所の増加等、利用の増加に向けた取組に努め、見込量としては、直近の利用実績の推移から設定します。

(2) 地域移行支援（第2章支援計画59～60ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
地域移行支援	身体障がい者	5人	5人	5人
	知的障がい者	3人	3人	3人
	精神障がい者	27人	27人	27人
	合計	35人	35人	35人

地域移行支援については、前計画の見込量を下回っている状況にあり、地域移行支援の利用が進まない原因の1つに、地域移行支援の報酬体系が実態に合ったものになっていない点が挙げられるため、引き続き国に対して制度の改善を求めています。見込量としては、入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込みなどを考慮して、設定します。

(3) 地域定着支援（第2章支援計画61ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
地域定着支援	身体障がい者	225人	253人	281人
	知的障がい者	217人	243人	269人
	精神障がい者	346人	409人	472人
	合計	788人	905人	1,022人

地域定着支援については、事業所数が増加しており、それに伴い利用者も着実に増加しています。前計画においては、実績が計画の見込量を上回っており、引き続き利用の促進が図られるよう基盤整備に努めることから、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

5 障がいのあるこどもに対する支援

（第2部支援計画46～47ページに基本的考え方の記載あり。）

(1) 児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	4,203人	4,767人	5,391人
月あたり利用日数	47,933日	55,597日	63,423日

児童発達支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(2) 医療型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	34人	34人	34人
月あたり利用日数	326日	326日	326日

医療型児童発達支援の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 放課後等デイサービス

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	8,436人	9,572人	10,528人
月あたり利用日数	106,219日	119,459日	130,930日

放課後等デイサービスについては、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

(4) 保育所等訪問支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	594人	836人	1,175人
月あたり利用回数	1,000回	1,403回	1,915回

保育所等訪問支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。

一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	22人	22人	22人
月あたり利用日数	72日	72日	72日

居宅訪問型児童発達支援については、2020(令和2)年度に市内にはじめて事業所が開設され、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(6) 障がい児相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	2,417人	3,006人	3,740人

障がい児相談支援については、事業所数が少ない状況であり、引き続き提供体制の確保を図っていく必要があります。計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から直近の状況も踏まえて見込量を設定します。

(7) その他

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	39人	89人	139人

医療的ケア児等コーディネーターの配置は、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けることが目的であるため、2021(令和3)年度以降は実際に支援を行っている大阪市内の指定障がい福祉サービス事業に従事する職員をコーディネーターとして養成した場合に、医療的ケア児等コーディネーターを配置したものとします。

本市医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者について、研修の2年後に配置することを想定し、2019(令和元)年度から2021(令和3)年度の研修修了者数及び研修修了見込み者数を、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の目標値に設定します。

6 発達障がいのある人等に対する支援

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的に開催します。

(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談件数	2,445件	2,445件	2,445件

発達障がい者支援センターの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、相談件数についても同様に見込みます。

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
関係機関への助言件数	530件	530件	530件
外部機関・地域住民への研修	248件	248件	248件
外部機関・地域住民への啓発	3件	3件	3件
支援プログラム等の受講者数	843人	843人	843人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数ともに、現状とほぼ同程度の事業展開を見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等を市内各地域で実施するなど、受講機会の確保を行っています。今後も受講機会の確保を図りながら、現状と同程度の事業展開を見込みます。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(第2部支援計画40・65・67～68ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、定期的に開催することとし、年2回を見込みます。

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
参加者数	10名	10名	10名

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加について、10名の参加を見込みます。

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
評価の実施回数	1回	1回	1回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標を設定し、毎年度1回評価を実施することを見込みます。

(4) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域移行支援利用者数	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	346人	409人	472人

地域移行支援及び地域定着支援者数と連動した利用者数を見込みます。

(5) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
共同生活援助利用者数	650人	708人	773人
自立生活援助利用者数	13人	15人	18人

共同生活援助及び自立生活援助と連動した利用者数を見込みます。

8 相談支援体制の充実・強化のための取組 (第2部支援計画34～35ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 総合的・専門的な相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
総合的・専門的な相談支援回数	40,514回	44,521回	48,528回

相談支援体制の充実・強化等として、各区障がい者基幹相談支援センターでの相談支援回数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

(2) 地域の相談支援体制の強化

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
指導助言件数	894件	897件	900件
人材育成の支援件数	307件	326件	345件
連携強化の実施回数	1,380回	1,401回	1,422回

地域の相談支援体制の強化として、各区障がい者基幹相談支援センターによる相談支援支援事業者に対する後方支援件数、人材育成の支援件数及び他機関等との連絡会参加件数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
研修参加人数	43人	43人	43人

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用として、大阪府が実施する研修への参加について、直近の参加人数の推移より見込みます。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
集団指導での注意喚起	1回	1回	1回

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所への集団指導の際に注意喚起を行うこととし、年1回を見込みます。

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
指定指導業務に対する調整会議への参加	1回	1回	1回

指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、年1回、指定指導業務に対する調整会議に参加することとし、年1回を見込みます。

第4章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- 理解促進・研修啓発事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 発達障がい者支援センター運営事業
- 日常生活用具給付事業
- 地域活動支援センター事業
- 手話通訳者設置事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 地域自立支援協議会
- 障がい児等療育支援事業
- 移動支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業

【任意事業】

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業

2 事業量の見込み

【必須事業】

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業（第2部支援計画33～34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談支援事業			
基幹相談支援センター (機能強化事業含む)	24 か所	24 か所	24 か所
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

(4) 成年後見制度利用支援事業（第2部支援計画32～33ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	137 人	152 人	169 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

(6) 地域自立支援協議会（第2章支援計画35ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	25 か所	25 か所	25 か所

(7) 発達障がい者支援センター運営事業（第2部支援計画 35、46 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数（実人数）	846 人	846 人	846 人

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所

(9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
介護訓練支援用具	273 件	273 件	273 件
自立生活支援用具	995 件	995 件	995 件
在宅療養等支援用具	676 件	676 件	676 件
情報・意思疎通支援用具	761 件	761 件	761 件
排泄管理支援用具	62,401 件	63,588 件	64,813 件
住宅改修費	59 件	59 件	59 件
合計	65,165 件	66,352 件	67,577 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が推移するものとして見込量を設定します。

(10) 移動支援事業（第2部支援計画 43 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業型の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間
移動支援	身体障がい者	304人	6,387時間	305人	6,387時間	306人	6,387時間
	知的障がい者	3,606人	86,119時間	3,617人	86,119時間	3,628人	86,119時間
	障がい児	429人	5,452時間	430人	5,452時間	431人	5,452時間
	精神障がい者	1,538人	36,671時間	1,542人	36,671時間	1,546人	36,671時間
	合計	5,877人	134,629時間	5,894人	134,629時間	5,911人	134,629時間

外出時の支援については、利用者数は増加していますが、現在の利用時間については、一定の水準で推移していることから、今後も横ばいで推移するものとし見込み量を設定します。

(11) 地域活動支援センター（第2部支援計画 45 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
生活支援型	9 か所	9 か所	9 か所
活動支援A型	35 か所	35 か所	35 か所
活動支援B型	6 か所	6 か所	6 か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2020（令和2）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。今後も精神障がいのある人の地域移行等の支援ニーズに応じていくことができるよう、センターの機能充実に努めます。

活動支援型については、2015（平成27）年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っており、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業（第2部支援計画 23～24 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
応募者数	990 人	990 人	990 人

(13) 手話通訳者設置事業（第2部支援計画 23～24 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者数	6 人	6 人	6 人

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（第2部支援計画 23～24 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2023(令和3)年度	2024(令和4)年度	2025(令和5)年度
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	※20 人	※20 人	※20 人
	養成講習修了者数	※15 人	※15 人	※15 人
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	16 人	18 人	20 人
	養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	※30 人	※30 人	※30 人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	※10 人	※10 人	※10 人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（第2部支援計画23～24ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者派遣	件数	3,799 件	3,824 件	3,850 件
	時間数	10,762 時間	10,809 時間	10,857 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・介助者派遣	件数	6,325 件	6,400 件	6,475 件
	時間数	25,300 時間	25,600 時間	25,900 時間

第4部 参考資料

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	60 人	60 人	60 人

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
延べ件数	17,048 件	17,048 件	17,048 件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	109 人	109 人	109 人
月あたり利用日数	490 日	490 日	490 日

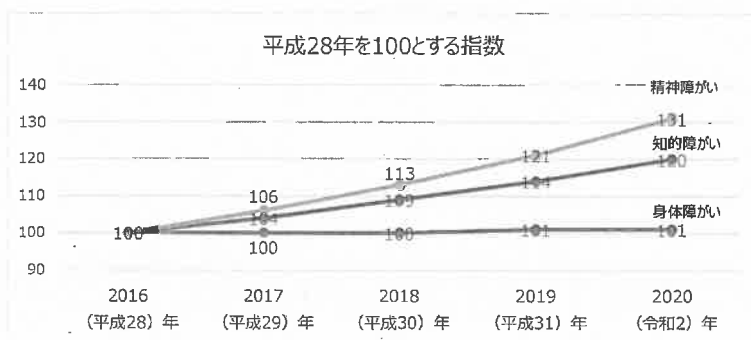
1 大阪市における障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

		2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年
大阪市人口		2,694,610人	2,704,557人	2,716,989人	2,728,981人	2,746,983人
手 帳 所 持 者 数	身体障がい	137,293人	137,414人	137,856人	138,087人	138,267人
	対人口比	5.10%	5.08%	5.07%	5.06%	5.03%
	平成28年を 100とする指数	100	100	100	101	101
	知的障がい	23,925人	24,958人	26,052人	27,350人	28,626人
	対人口比	0.89%	0.92%	0.96%	1.00%	1.04%
	平成28年を 100とする指数	100	104	109	114	120
	精神障がい	29,741人	31,637人	33,624人	36,122人	38,889人
	対人口比	1.10%	1.17%	1.24%	1.32%	1.42%
	平成28年を 100とする指数	100	106	113	121	131

※大阪市人口は各年4月1日現在、手帳所持者数は各年3月末現在。

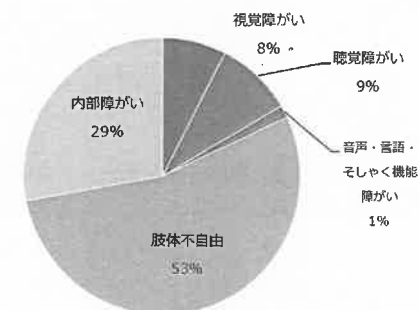
出典：大阪市推計人口、大阪市福祉局・健康局



(2) 障がい別の状況

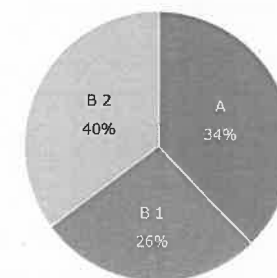
○ 身体障がい者手帳所持者

種別	人数
視覚障がい	10,270人
聴覚障がい	12,665人
音声・言語・そしゃく機能障がい	1,998人
肢体不自由	72,967人
内部障がい	40,367人
合計	138,267人



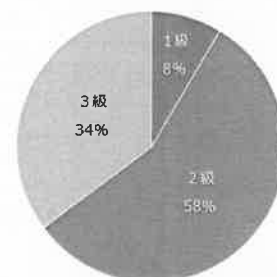
○ 療育手帳所持者

程度	人数
A	9,757人
B 1	7,443人
B 2	11,426人
合計	28,626人



○ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

等級	人数
1級	3,024人
2級	22,700人
3級	13,165人
合計	38,889人



※手帳所持者数は2020（令和2）年3月末現在。

出典：大阪市福祉局・健康局

(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年
利用者数	20,861人	22,589人	24,163人	25,917人	27,432人
平成28年度を 100とする指数	100	108	116	124	131
障 が い 支 援 区 分	区分なし	3,571人	4,018人	4,500人	5,088人
	区分1	536人	401人	359人	369人
	区分2	3,169人	3,446人	3,745人	4,040人
	区分3	4,338人	4,611人	4,912人	5,157人
	区分4	3,148人	3,493人	3,740人	3,914人
	区分5	2,418人	2,643人	2,770人	2,880人
	区分6	3,681人	3,977人	4,137人	4,469人
年 齢 区 分	18歳未満	12人	14人	9人	17人
	18歳以上 40歳未満	6,297人	6,686人	7,057人	7,592人
	40歳以上 65歳未満	12,202人	13,314人	14,180人	15,084人
	65歳以上	2,350人	2,575人	2,917人	3,224人

※国保連合会報酬請求データ（各年4月請求分）

出典：大阪市福祉局



2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標

事項	単位	2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2) 年度目標
施設入所者の地域移行	人	累計 58	累計 101	累計 154
施設入所者数	人	1,327	1,306	1,321
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	箇所	0	0	1
在院期間1年以上の入院者数	人	1,903	1,773	2,061
入院後3か月時点の退院率	%	63.4	—	69.0
入院後6か月時点の退院率	%	82.1	—	84.0
入院後1年時点の退院率	%	89.8	—	90.0
地域移行支援による 地域移行者数	人	累計 17人	累計 28人	60
福祉施設からの一般就労	人	778	820	788
就労移行支援事業利用者数	人	1,449	1,493	1,425
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所の割合	%	47.0	60.3	50.0
就労支援事業による 職場定着率	%	100	99.0	80.0
地域生活支援拠点等の整備	—	一部未整備	一部未整備	整備
児童発達支援センター	箇所	11	11	11
保育所等訪問支援の充実	箇所	39	46	26
主に重症心身障がい児支援 する児童発達支援事業所	箇所	17	23	11
主に重症心身障がい児支援する放 課後等デイサービス事業所	箇所	17	26	14
医療的ケア児のための協議 の場の設置	—	設置	設置	設置

(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類		単位	2018（平成 30）		2019（令和元）		2020（令和 2）
			計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス及び短期入所							
居宅介護	人／月	12,422	11,642	13,564	12,399	14,812	
	時間／月	248,823	243,014	266,987	258,583	286,477	
同行援護	人／月	1,505	1,363	1,623	1,371	1,752	
	時間／月	38,190	36,299	40,328	36,646	42,586	
重度訪問介護	人／月	1,923	1,821	1,989	1,837	2,050	
	時間／月	258,436	255,203	264,832	259,831	271,188	

サービスの種類	単位	2018 (平成30)		2019 (令和元)		2020 (令和2)
		計画	実績	計画	実績	計画
行動援護	人/月	371	340	422	380	480
	時間/月	8,064	7,351	9,068	8,408	10,198
短期入所	人/月	1,257	1,157	1,365	1,207	1,473
	日/月	8,083	7,825	8,776	8,261	9,469
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	6,555	6,736	6,844	6,787	7,133
	日/月	113,729	112,998	118,743	117,135	123,757
自立訓練（機能訓練）	人/月	48	63	48	70	48
	日/月	685	903	685	949	685
自立訓練（生活訓練）	人/月	352	305	392	275	432
	日/月	5,518	4,829	6,090	4,927	6,662
就労移行支援	人/月	1,340	1,449	1,534	1,522	1,661
	日/月	21,937	22,566	25,278	23,476	27,376
就労継続支援 A 型	人/月	2,376	2,465	2,676	2,615	2,976
	日/月	42,521	43,573	47,891	46,011	53,261
就労継続支援 B 型	人/月	4,756	5,075	5,201	5,481	5,687
	日/月	73,863	73,992	80,772	84,107	88,324
就労定着支援	人/月	1,112	82	1,293	254	1,504
療養介護	人/月	325	313	325	304	325
居住系サービス						
共同生活援助	人/月	2,582	2,457	2,867	2,649	3,183
施設入所支援	人/月	1,338	1,327	1,331	1,319	1,324
自立生活援助	人/月	178	7	178	50	178
指定相談支援						
計画相談支援	人/月	6,366	6,145	7,413	7,078	8,461
地域移行支援	人/月	35	14	35	14	35
地域定着支援	人/月	449	437	533	519	617
障がい児支援						
児童発達支援	人/月	2,745	2,630	3,246	2,871	3,689
	日/月	27,294	28,595	32,388	31,627	36,696
医療型児童発達支援	人/月	34	25	34	34	34
	日/月	326	414	326	372	326
放課後等デイサービス	人/月	5,065	5,076	5,803	5,973	6,542
	日/月	65,039	66,404	74,733	77,564	84,003
保育所等訪問支援	回/月	114	170	136	416	158
居宅訪問型児童発達支援	回/月	362	41	376	106	390
障がい児相談支援	人/月	780	1,261	1,069	1,578	1,397

(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2018 (平成 30)		2019 (平成 31)		2020 (令和 2)
		計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業						
相談支援事業	箇所	24	24	24	24	24
住宅入居等支援事業	箇所	33	33	33	33	33
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
	実利用者	53	64	57	69	61
成年後見制度法人後見支援事業	箇所	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	950	840	950	946	950
障がい児等療育支援事業	箇所	12	12	12	12	12
日常生活用具給付事業	件数	63,262	62,540	63,526	67,066	63,790
移動支援事業	人／月	6,018	5,745	6,319	5,893	6,635
	時間／月	140,197	133,618	144,122	136,750	148,157
地域活動支援センター						
生活支援型	箇所	9	9	9	9	9
活動支援 A 型	箇所	40	38	40	36	40
活動支援 B 型	箇所	7	7	7	7	7
手話奉仕員養成事業	実受講者	1,015	839	1,015	714	1,015
手話通訳者派遣	件数	3,603	3,723	3,925	3,925	4,275
	時間	12,714	10,616	13,829	13,829	15,552
要約筆記者派遣	件数	221	224	221	221	221
	時間	744	757	744	744	744
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件数	5,750	6,197	5,825	5,825	5,900
	時間	23,000	24,787	23,300	23,300	23,600
訪問入浴サービス事業	件／年	18,534	15,239	18,905	19,631	19,283
日中一時支援事業	人／月	126	121	126	108	207
	日／月	497	494	869	486	869

3 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）における市町村計画（抜粋）

事業名	2021（令和3）年度		2022（令和4）年度		2023（令和5）年度	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
【教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）】						
1号認定（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）＋2号認定（3～5歳、保育の必要性あり、教育利用）	26,017人	38,353人	25,424人	38,353人	25,037人	38,353人
2号認定（3～5歳、保育の必要性あり、保育利用）	31,449人	39,463人	32,106人	39,667人	32,660人	40,075人
3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）	22,698人	25,278人	23,132人	25,580人	23,614人	25,970人
3号認定（0歳、保育の必要性あり）	4,610人	6,455人	4,809人	6,551人	5,041人	6,622人
【地域子ども・子育て支援事業】						
延長保育事業（時間外保育事業）	17,251人	20,789人	17,696人	20,998人	18,134人	21,294人
児童いきいき放課後事業・留守家庭対策事業	低学年	32,645人	32,645人	32,569人	32,416人	32,416人
	高学年	15,138人	15,138人	15,072人	15,072人	14,976人
上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象者	低学年	3,579人	3,579人	3,587人	3,587人	3,578人
	高学年	2,192人	2,192人	2,197人	2,197人	2,193人
地域子育て支援拠点事業	463,706人回	141か所	453,085人回	141か所	445,231人回	141か所
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	1,100,777人日	1,100,777人日	1,075,687人日	1,075,687人日	1,059,313人日	1,059,313人日
一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）	90,061人日	90,061人日	89,764人日	89,764人日	89,800人日	89,800人日
乳児家庭全戸訪問事業	19,938人		19,865人		19,939人	
養育支援訪問事業	1,154人		1,214人		1,284人	

※ 数値は、障がいの有無にかかわらず全てのこどもを対象としています。

※ 「2号認定（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号認定（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。

4 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過

2020（令和2）年2月6日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 ・ 2019年度大阪市障がい者基礎調査の状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について ・ 5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について
2020（令和2）年3月26日 （開催中止⇒資料）	大阪市障がい者施策推進協議会 ・ 2019年度大阪市障がい者基礎調査の状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
2020（令和2）年5月27日 （書面による開催）	第1回ワーキング会議 ・ 全体構成 ・ 第1部 総論
2020（令和2）年7月1日 （書面による開催）	第2回ワーキング会議 ・ 第2部 障がい支援計画について
2020（令和2）年7月21日 （会議方式による開催以後同じ）	第3回ワーキング会議 ・ 第2部 障がい支援計画について（意見集約）
2020（令和2）年8月21日	第4回ワーキング会議 ・ 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
2020（令和2）年9月4日	第5回ワーキング会議 ・ 全体とりまとめ
2020（令和2）年9月25日	大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年9月28日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月2日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 ・ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月5日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月21日	大阪市障がい者施策推進協議会 ・ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について

5 用語の説明

あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動。

ICT

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのこと。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のこと。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のこと。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不応、症状増悪、再燃を起こし易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっている。

強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。2006（平成 18）年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にははならずとも、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としている。なお、2006（平成 18）年 12 月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のこと。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

精神科身体合併症

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態のこと。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

電話リレーサービス

きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのこと。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、2007（平成 19）年 4 月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。

NET119

聴覚や発話に障がいのある人のための新しい緊急通報システムのこと。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのこと。

ライフステージ

人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。

